**平成２８年（フ）第３９号**
広島県呉市仁方本町３丁目２番13号、住民票上の住所広島県呉市仁方本町２丁目20番10号
債務者　竹内永美子
1　決定年月日時　平成28年７月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２８年（フ）第５２号**
広島県呉市吉浦東町１番７号
債務者　竹原　唯美
1　決定年月日時　平成28年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２８年（フ）第５８号**
広島県呉市朝日町９番10―301号
債務者　内平　伯雄
1　決定年月日時　平成28年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
広島地方裁判所呉支部

**平成２８年（フ）第６４号**
福岡県嘉麻市上山田1493番地１
債務者　大久保鶴善
1　決定年月日時　平成28年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

**平成２８年（フ）第１３９号**
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町大曲2525番地　川原団地Ｄ―235号
債務者　鍋島　正明
1　決定年月日時　平成28年７月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第４４号**
佐賀県唐津市和多田大土井２番54号　中島アパート103号
債務者　西川ヒロ子
1　決定年月日時　平成28年７月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

**平成２８年（フ）第２７６号**
熊本市西区春日４丁目32番１号　レオパレス花岡Ⅱ―205、前住所熊本市南区南高江１丁目19番20号　レオパレス21南高江207
債務者　菊地　孝予
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２８年（フ）第６６号**
福島県郡山市大町２丁目５番14号　五十嵐ビル401号
債務者　蒲生　恵子
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２８年（フ）第７０号**
福島県郡山市富久山町久保田字石堂49番地の９
債務者　米倉　明子
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月28日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２８年（フ）第１８０号**
沖縄県中頭郡西原町字小波津96番地の２
債務者　嘉数　和子
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２８年（フ）第１９０号**
沖縄県那覇市首里儀保町１―７―３　アパートメントあさみや101、住民票上の住所沖縄県那覇市字識名1102番地16
債務者　安達　将智
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月29日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２８年（フ）第３６５号**
神奈川県伊勢原市伊勢原３丁目13番23号　エルベ207号、前住所神奈川県伊勢原市沼目１丁目98番地
債務者　大川　文明
1　決定年月日時　平成28年７月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月３日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第３６７号**
神奈川県秦野市今川町４番３号
債務者　小谷野加代
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第３９１号**
神奈川県厚木市上依知2724番地８
債務者　篠　　明雄
1　決定年月日時　平成28年７月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月４日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第３１１号**
神奈川県秦野市南矢名2158番地
債務者　庄司ひさ子
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第３４７号**
神奈川県厚木市愛甲東３丁目１番２号　エレガンテブリッサ201
債務者　井上　雅美
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２８年（フ）第３６１号**
神奈川県厚木市下荻野807番地７　第１鈴英アパート６、前住所神奈川県厚木市温水991番地１　シティハイム昭産101
債務者　下条　正司
1　決定年月日時　平成28年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月５日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部